

福岡市公共事業の再評価等実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価及び事後評価を行うものである。

再評価については、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後既に長期間が経過している事業等について評価を行うことにより、事業の継続にあたり、必要に応じてその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には、事業を休止又は中止することとするものである。

事後評価については、事業が完了する、または完了した事業について、事後評価を行うことにより目標の実現状況や事業の効果等を検証するものである。

第2 再評価等の対象事業範囲

対象とする事業は、国土交通省、農林水産省、厚生労働省等が所管する公共事業のうち、福岡市が事業主体となって実施する国庫補助事業及び交付金事業とする。

第3 再評価等対象事業

1 再評価対象事業は、再評価実施要領等が整備された事業において、以下の項目に該当する事業とする。

(1) 事業採択後一定期間を経過した後も未着工の事業

この場合において、「事業採択」とは、「事業費が予算化された時点」、「一定期間」とは、「5年間」、「未着工の事業」とは、「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業」とする。

なお、事業採択後5年間を経過した時点で着工済みの事業についても、事業の進捗状況、地元情勢等により事業が順調に進展しているかどうかを確認し、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

(2) 事業採択後長期間が経過している事業

この場合において、「長期間が経過している事業」とは、「5年間が経過した時点で、継続中の事業」とする。

なお、社会的状況の急激な変化等により、再評価を実施する必要があると判断した場合には、随時再評価を実施するものとする。

2 事後評価対象事業

事後評価対象事業は、事後評価実施要領等が整備された事業において、完了した事業及び交付金の交付期間が終了する事業とする。

第4 再評価等の実施時期

1 再評価の実施時期

再評価の実施時期は、以下のとおりとする。

- (1) 事業採択後一定期間を経過した後も未着工の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- (2) 事業採択後長期間が経過している事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。

2 事後評価の実施時期

事後評価の実施時期は、以下のとおりとする。

- (1) 国庫補助事業については、事業完了後5年目の年度末までに実施する。
- (2) 交付金事業については、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中とする。

第5 再評価等の実施

1 再評価等の実施方法

- (1) 再評価等の実施主体は、国庫補助事業等を実施する所管局等とする。
- (2) 実施方法

国庫補助事業及び交付金事業を実施する所管局は、再評価等に係る資料を作成し、対応方針を決定するものとする。

2 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

- (1) 事業の推移状況
- (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (3) 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
- (4) コスト縮減や代替案立案等の可能性

3 事後評価の視点

事後評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

- (1) 事業効果の発現状況
- (2) 目標の実現状況
- (3) 今後の方針

第6 事業毎の実施要領

上記3から5については、国において当該事業を所管する省庁から、別に実施要領等が示された場合は、その要件に従って行うものとする。

第7 事業再評価等監視委員会の設置

再評価等の実施にあたり、第三者の意見を聴くために、学識経験者等から構成される委員会（以下、「委員会」という。）を設置するものとする。

1 委員会の事務局

委員会の事務局は、財政局技術監理部技術企画課に置く。

2 委員会における審議対象事業

委員会事務局は、再評価等を実施する事業の一覧表をとりまとめ、委員会に提出するものとする。委員会においては、再評価等を実施する事業の全て又は各事業をとりまく社会状況等を勘案して、委員により抽出された事業について審議するものとする。

3 委員会の役割

委員会は、当該事業に関して委員会に提出された対応方針（事務局案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見を述べるものとする。

4 委員会における審議方法

審議方法は、委員会が決定する。その際、審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

5 委員会の意見の尊重

再評価等の実施主体の長は、委員会により、意見を得た場合は、これを尊重し、対応を図るものとする。

第8 施行期日

この要領は、平成11年1月19日から施行する。

この要領は、平成12年1月11日に改正し、施行する。

この要領は、平成19年11月27日に改正し、施行する。

この要領は、平成20年11月18日に改正し、施行する。

この要領は、平成22年11月16日に改正し、施行する。

この要領は、平成26年4月1日に改正し、施行する。

この要領は、平成27年4月1日に改正し、施行する。